ふじみ野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した方への就学援助について

申請期限　7月３１日（金）まで

ふじみ野市では、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した児童生徒の保護者に対し学用品費・給食費等教育に要する必要な援助を行いますので、利用される方は申請をお願いします。認定になりますと、一部を除き**４月分から令和３年３月分まで支給**いたします。令和３年度の就学援助については改めて申請をお願いします。

申請世帯の個人情報については、学校関係者を除き、他人に知られることはありません。

◆対象世帯及び提出書類及び申請方法等◆

1 対象世帯

ふじみ野市に居住し公立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者が、**新型コロナウイルス感染症の影響等により、世帯員が休業・休職（おおむね１カ月以上）せざるを得なくなったことで家計が急変し、家計急変後の所得金額による審査で教育委員会が認定した世帯**。なお、失業・廃業した世帯は従来から対象となっております。ただし、すでに令和２年度就学援助の認定を受けている世帯は申請不要です。

2 提出書類　※必要書類がない等申請に不備がある場合、認定できないことがあります。

①就学援助申請書　ふじみ野市ホームページからダウンロードできます。
教育委員会学校教育課、小・中学校、大井総合支所、出張所で配布しています。
※申請理由の［４その他］欄に新型コロナウイルス感染症の影響内容を記入

②振込先口座の通帳のコピー　金融機関名・支店名・口座番号・名義人の記載のある箇所

③対象世帯に該当することがわかる書類　コピー可
休業・休職の場合…休業証明書、休職証明書等（学校教育課で用意している様式も使用することができます）
失業・廃業の場合…雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票、廃業届等

≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈〔該当する方のみ提出するもの〕≈≈≈≈≈≈≈≈≈≈

≪令和２年１月１現在ふじみ野市に住民登録のなかった方等、所得の確認ができない方≫

■令和元年分の所得を証明する書類　被扶養者を除く全員分(生計を一にする世帯員)コピー可
- 令和２年１月２日以降に転入した方、単身赴任等で住民票を異動した方　①～④のうち１つ
- 勤務先から給与支払い報告書がふじみ野市へ送付されていない方　③
- 確定申告期限後に申告した方　④

①令和２年度課税証明書（令和２年１月１日時点に住民登録していた市区町村から取り寄せてください。）
②令和２年度市民税県民税申告書
③令和元年分給与所得の源泉徴収票（個人番号を隠してコピーしてください）
④令和元年分所得税確定申告書（控）

≪賃貸住宅に住んでいる方≫　※認定審査上加算算定の必要のない方は、提出不要です

■家賃を証明する書類　①②のうち１つ
①賃貸借契約書のコピー（家賃、期間、契印の記載のある箇所）
②家賃証明書等（学校教育課で用意している様式も使用することができます）

≪①～④の障害者手帳等をお持ちの方≫　※認定審査上加算算定の必要のない方は、提出不要です
①身体障害者手帳1･2･3級　②療育手帳Ⓐ･A･B級　③精神障害者保健福祉手帳1･2級　④障害年金証書1･2級

■障害者手帳のコピー　氏名、障害の程度の記載があるページのコピー

3 申請方法

提出前確認表（中面）で確認し、提出書類（１世帯で１枚）を持参または郵送する。

4 申請場所

■持参の場合　教育委員会学校教育課（市役所第２庁舎３階）または在籍の学校（事務室）　土・日曜日、祝日を除く
※学校に提出するとき封筒に入れ、封をして提出すると学校教育課にそのまま届けられます。
※大井総合支所･出張所での受け付けはできません。

■郵送の場合　教育委員会学校教育課　※裏面の封筒（切り貼りが必要）をご利用できます。
※提出後(約3日経過後)、申請書が無事届いたかを教育委員会学校教育課に電話で確認してください。

5 申請期限

令和２年７月３１日（金）までに申請をお願いします。

◆支給内容・方法等◆

支給内容、方法等は以下のとおりです。

支給対象費目	支給金額（年額）	
	小学生	中学生
学用品費・通学用品費	１年生 11,630 円　２～６年生 13,900 円	１年生 22,730 円　２・３年生 25,000 円
新入学学用品費	小学１年生　51,060 円	中学１年生　60,000 円
修学旅行費	実費相当額　※学校からの報告により支給額決定	
校外活動費（宿泊なし）	1,600 円	2,310 円
校外活動費（宿泊あり）	実費相当額の２分の１　※学校からの報告により支給額決定	
学校給食費	実費相当額　※直接、学校給食課に振り込みます	
体育実技用具費 ※授業で使用する柔道着のみ	支給はありません	7,650 円（上限）※領収書等の提出必要 ※中学校３年間で１回のみ
クラブ活動費	支給はありません	10,000 円（上限）※領収書等の提出必要
医療費 ※こども医療費支給制度をご利用ください。 （希望者には医療券を発行します）	保護者負担額　※医療券を医療機関に提出して受診してください。 学校において治療の指示を受けた以下の疾病のみ ①トラコーマ及び結膜炎　②白癬、疥癬及び膿痂疹　③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎及びアデノイド　⑤齲歯　⑥寄生虫病（虫卵保有を含む。）	

※支給は、申請書記載の口座に振り込みます。
※支給時期は、各学期終了後になります。なお、振込予定日は通知しませんので、通帳などで振り込みを確認してください。
※支給により学校での集金を免除するものではありません。

◆審査結果通知◆

認定の可否については、書類審査の後、申請者全員に郵送します。

◆認定の目安◆

家計急変後の所得金額をもとに審査します。所得金額はあくまで目安です。世帯ごとに認定基準額は違います。なお、所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄の金額、もしくは確定申告書の「所得金額合計」欄の金額です。

世帯人数	世帯構成（年齢）	所得金額（持家）	所得金額（賃貸）
２人	親（36）・子（6）	238 万円程度	334 万円程度
３人	親（36）・子（6）・ 子（3）	301 万円程度	398 万円程度
３人	父（38）・母（36）・子（6）	269 万円程度	366 万円程度
４人	父（41）・母（39）・子（9）・ 子（6）	337 万円程度	434 万円程度
５人	父（44）・母（42）・子（12）・子（9）・ 子（6）	424 万円程度	521 万円程度
６人	父（47）・母（45）・子（15）・子（12）・子（9）・子（6）	486 万円程度	583 万円程度
７人	父（50）・母（48）・子（18）・子（15）・子（12）・子（9）・子（6）	540 万円程度	638 万円程度

◆認定後の注意事項◆

認定後、申請内容に変更があったとき、または受給を辞退するときは、すみやかに「就学援助受給者状況変更届」を提出してください。

■お問い合せ・・・ふじみ野市教育委員会　学校教育課学務係
〒356-8501　ふじみ野市福岡１－１－１
電　話　０４９－２２０－２０８４（直通）
ＦＡＸ　０４９－２６７－３７３７（直通）
Ｅメール　gakumu@city.fujimino.saitama.jp

ふじみ野市ＰＲ大使『ふじみん』